

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中度身体障害者医療費給付要綱	不正利得の返還	医療助成年金課

盛岡市中度身体障害者医療費給付要綱第13に基づき、不正利得の返還に係る処分基準は次のとおりとする。

給付を受けた者が、偽りその他の不正の行為により給付を受けたものであると市長が認めること。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。